

平成25年度 事業計画

社会福祉法人宝安寺社会事業部
法人本部

I. 法人本部の経営理念

『仏教の慈悲の精神に基づく福祉の実践』

仏教に『慈悲心』という言葉がある。人の喜びをわが喜びとして、その人と共に喜ぶ。そして、人の悲しみをわが悲しみとして、共に悲しむという意味である。

もう一つ、『利他行に徹す』という教えがある。自分を律しつつ、人のために働き、力を尽くすという意味である。

社会福祉法人宝安寺社会事業部の役職員は、『地域社会の人々の悲しみをわが悲しみとし、その悲しみを癒し、取り除くために利他行に徹す』、このような姿勢で日々福祉の実践を積み重ねていきたい。

II. 基本方針

社会福祉法人は「社会福祉法」の下に定められた法人であり、その定めを順守して日々の業務を遂行することが求められている。当法人は真摯かつ確実にその実行を図っていきたい。

具体的には、利用者的人権の尊重、サービスの質の向上、地域福祉の推進、公益的取り組みの実現、行政機関との連携と協力関係の促進、トータル的な人材育成とマネジメントの実現、職員待遇の向上と働き甲斐のある職場環境の構築、組織統治の確立と財身基盤の安定化等々に、一步一步努力する。

III. 平成25年度の重点課題

本法人では、中長期的視点より、下記7項目を平成25年度の主要経営課題として、積極的に事業展開を図ることとする。

1. ケアホーム事業の推進
2. 介護事業分野参入の検討
3. 愛児園のこども園への移行準備
4. 相談支援事業の環境整備と体制の確立
5. 新会計基準の適用開始
6. 人材育成制度の充実化
7. 行政および地域社会との連携の強化

以上

平成25年度 事業計画

小田原愛児園

1. 概要

本年度は、乳児園から2歳児46名を受け入れ、新入園児2歳児16名、3歳児11名、4歳児3名を迎える。全園児数280名の保育を実施し、今まで以上に、保護者や地域社会に理解してもらえるよう努力して行きます。

保育情勢の変化に伴い平成27年度4月より、小田原市私立保育園が「幼保連携型認定こども園」へ移行する予定となっています。平成25年度より準備期間として、研修機会を設け、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。さらに、園の特徴を活かした保育カリキュラムを見直し、体制等を整え対応して行きたいと思います。引き続き、変化する保育情勢に対応できるよう「認定こども園」の情報収集を図ります。

地域子ども・子育て支援事業の一環として「病後児保育事業」があります。当法人ではこれまで法人内の独立した事業単位として「病後児保育りすのもり」を運営していましたが、平成25年度からは小田原愛児園の一部として一体化されることとなりました。「病後児保育りすのもり」運営にあたっては、今後、従前以上の地域貢献を実現すべく小田原愛児園全体で取り組んでまいります。

2. 小田原愛児園の保育目標

•子どもが主体の保育

子ども自身が、本来持っている「伸びる力」を読み取らないよう、保育者は環境を整え、自らの育ちを側面から援助していきます。

•一人ひとりを大切に受け止める保育

それぞれが違う個性を持った子どもたち、友だちと協調する事を大切にしながら、その子らしさを大事に受け止め対応していきます。

•豊かな遊びを通して伸びる保育

戸外の自然の中での遊びを大切にし、草や木、花や虫、空や太陽雲や風、雨や土等に十分に触れ、知力、探究心、体力作り、また、豊かな情緒等を養っていきます。

•同年齢の友だち、異年齢の友だちと、ふれあいの中で伸びて行く保育

クラスの同年齢の友だちとの、遊びの中で、遊びの満足感や喜びが、得られるようにします。また、縦割りグループの中で、異年齢児の友だちとのふれあいを大事にし、やさしさや信頼感等を養っていきます。

•園と家庭とが一体となった保育

子どもたち一人ひとりの、成長や発達が、同じ意識のもとで育まれるよう一貫した保育を展開していきます。それには、忙しい保護者に、毎日の送迎時でのコミュニケーションを大切にとるよう、心がけていきます。

3.保育内容

○園と家庭とが一体となった保育

子どもたち一人ひとりの成長や発達が同じ意識のもとで育まれるよう、家庭とのコミュニケーションを大切にした保育を展開していきます。

○日常の保育の中で、歩く・走る・跳ぶ・登る・ぶら下がる等の基礎体力の向上を図り、また集団で送る園での生活を通して社会性を身につけることを大切にします。

○一般家庭で薄れてきている伝統行事を楽しく体験できるよう保育に取り入れていきます。

○異年齢児がお互いにふれあう中で健やかな育ちが得られる様、保育内容のさらなる充実を図り、特に2歳児における保育については、少人数グループの良さが發揮できるように、園児たちへのアプローチを深めていきます。

○豊かな遊びを通して自然事象への気づき、探究心、情緒等を養っていきます。

○一昨年倒れた桜の木から活用した「積み木のおもちゃ」を遊びの中で活かせるようにしていきます。

○増加傾向にあると思われる発達障害の子どもたちへの対応については、保育士のスキルアップを図るとともに園全体での対応と、関係機関や保護者との連携を強化していきます。

○保育情勢（子ども・子育て支援法）等については引き続き情報収集を図り体制を整え敏速に対応して行けるよう心がけます。

○小学校や地域、法人内の施設との交流を通して、いろいろな人達とのふれあいを大切にします。

4. 人材育成

・チユーター制度の導入について

人材育成の強化として「チユーター（育成担当者）制度」を取り入れ、直接指導育成を行う先輩職員と助言等の支援を受ける新入職員の双方が、ともに有意な人材へと成長していくよう人材育成環境のいっそうの充実化に取り組みます。

5. 日課

7:00～ 7:30・・早朝保育
7:30～ 8:30・・登園 視診 遊び (コーナー遊び・外遊び)
8:30～ 11:45・・縦割りグループ保育～クラス別及び学年別
(10:00～10:20 おやつ ちゅうりっぷ組)
11:45～12:50・・給食準備 ・手洗い・ 給食・ 片付け
12:50～14:50・・午睡準備・午睡
14:50～15:30・・おやつ準備 おやつ
15:30～16:30・・クラス別保育・ 環境整備
16:30～18:00・・コーナー遊び 外遊び (縦割りグループ) 隨時
降園
18:00～19:00・・延長保育

個々の生活のリズムを大切にし、生活の流れが子どもにとって、最も適切なものとなるよう考慮し、活動と休息、開放に均衡を保ち、子どもの経験や活動に調和と変化を持たせるようにしていきます。

- ① 子どもの自己活動が十分に展開できるように、適切な環境構成に対する配慮を行います。
- ② 発達の異なる様々な年齢の子どもから構成されるグループ活動を通じて、子どもの相互関係の中で、ひとりひとりが生き生きと活動できるよう配慮していきます。
- ③ 保育士との個別的な触れ合いを出来るだけ多くし、子どもが安定して生活出来るようにしていきます。
- ④ 健康な体を作るため、戸外活動を積極的に行い、歩く、走る、跳ぶといった基本的な動作を取り入れた遊びを意識的に多くしていきます。
- ⑤ 自然との触れ合いを大切にし、園外保育を積極的に取り入れ、自然の中で十分身体を動かすことで感性や情緒を豊かにしていきます。
- ⑥ 朝7時から夜7時までの12時間開園で、長時間園生活をおくる子どもが多いので、心身の負担を少しでも軽減できるよう配慮していきます。

6. 月間目標

戸外で元気に遊び健康な身体づくりを目指す

- 4月 集団生活になれ、楽しい雰囲気の中で安定した園生活が送れるようにする。(クラスや縦割りグループの友達や職員に慣れる。)
- 5月 生活に必要な習慣を徐々に身につけ、元気に遊ぶ。園外保育などを通じて自然に親しむ。子どもが新しい環境に慣れてきたら、少しづつ同一年齢主体の活動と3, 4, 5歳児の異年齢活動(縦割りグループ活動)とを一日の中で融合させる。特に

- 異年齢活動を朝と夕方の時間帯で活発化させる。
- 6月 雨期の自然現象に気付き、健康・衛生に关心を持つ。
- 7月 夏季の健康管理に留意し、夏の遊びを十分に楽しむ。
- 8月 暑さに負けぬたくましい心身と、規則正しい生活習慣をつける。
- 9月 秋の自然に親しみ、豊かな感性を育てる。元気よくみんなで運動し、体を鍛える。楽しく運動会に参加し、みんなで運動することの喜びを味わう。
- 10月 秋の自然の美しさに気付き、豊かな情操が育つようとする。(森の環境教育・・森のクラフト さくら組)
- 11月 晩秋の自然の美しさや変化に关心を持つなど、戸外活動を楽しむ。身近に働く人を知り感謝の念を培う。
- 12月 色々な制作をひとりで、また、友達と協力して作り、作品を大切にする心を育てる。歳末の生活を経験させ、地域社会に关心を持つようとする。
- 1月 楽しいお正月を経験し、成長の喜びを味わう。寒さに負けない健康な心身、集団生活の楽しさを味わい、生活に対する自信を持つようとする。
- 2月 生活発表会を通じて、のびのびと表現する喜びを味わう。
- 冬の動植物の状態に目を向け、自然の変化への关心を深める。
- 3月 春を迎える喜びを味わう。

入学や進級に対する喜びを助長し、自律的生活を送る。

※スイミング（年中児・年長児）・サッカー教室（月一回年長児）

ヤマハ音楽・英語教室（年中児・年長児）

7. 園児・職員の状況

①児童数（定員 300人）

現員	2歳児	62人
	3歳児	67人
	4歳児	82人
	5歳児	69人 計280人

②職員

・園長	1名	・主幹保育士	2名
・保育士	24名	・病後児担当主幹保育士	1名
・看護師（事業所兼任）	1名	・病後児兼務フリー非常勤保育士	1名
・栄養士	1名	・保育士（非常勤）	4名
・調理師	3名	・保育士（パート）	1名
・調理師（パート）	2名	・育休保育士	1名
・事務	1名		

以上

平成 25 年度 事業計画

小田原乳児園

1. はじめに

○本年度、4月入園児は0歳児25名、1歳児17名である。在園児0歳児3名と1歳児33名を加え、78名で保育をスタートする。

・当園は0歳児～2歳児の園ではあるが、育児休暇明けの1歳児の入園希望が多く、この1歳児を受け入れるために、昨年度も2歳児になる46名が小田原愛児園へ進級した。実質的には2歳未満の保育園である。

・当園の定員は90名であるが、災害発生時の円滑な避難を担保するために、最大登園児童数を85名に抑えた受け入れを行う。

・昨年度は、厚生労働省が0、1歳児の乳児室、ほふく室の一人当たり所要床面積を3.3m²（神奈川県条例では2.475m²）としたため、一時、当園は最大定員79名ということになった。しかし、その後、既存の保育園は3.3m²に限りなく近づけることと緩和されたため、定員は90名のままである。

・5月以降の入園希望に対して、0歳児を主に受け入れていき、小田原市の待機児童の解消に繋げていく。

○1歳児の年齢は特に身体発達の面で差があり、クラス編成は3クラスにする。子どもへの保育の関わりは異なるが、1年先の進級に向けてクラス間の連絡を密にし、話し合いを定期的に行い、同年齢の交流を行っていきたい。

○愛児園との連携に力を入れ、子どもも七夕まつりや運動会などの行事や赤ちゃんと幼児の交流保育を定期的に展開して行く。

・乳児園から愛児園の保育を一貫したものと考え、愛児園進級にあたって1年を通して子どもたちや職員に無理のない交流保育計画をたて、両園が1つの園としてスムーズに機能できるようにする。

○病後児保育対応、子育てオアシス、一時保育などにも力を入れていきたい。

・地域の子育て支援を進め、開かれた保育園作りを心がけたい。

以上のことを進めるにあたっては、まず園児の最善の利益を守ることを第一に考え、そして保護者の支援を行う。

2. 保育目標

法人の理念である「仏教の慈悲の精神に基づく福祉の実践」に向けて、保育に関わる職員全員がこの心を持って日々の保育に努める。

乳児園の保育理念、“愛らしい表情、生き生きした目、元気な子”をモットーに、乳児期に大切な大人に甘えたり、十分手をかけてもらい、依存の欲求を満たしてあげる保育を目指し、信頼愛着関係を築く。

3. 心がける保育

- ・低年齢児の保育であり、今までよりも更に日々の健康面、安全部での注意を払うことに細心の注意を払う。
- ・離乳食、給食においても安全で、年齢にあった形状や匂の素材を使い、彩りなども配慮をし、子どもが食べる事に意欲が持てるようする。
栄養士、調理師、保育士と定期的に話し合い、反映していく。
食育を保育の中に取り入れているので、保護者への離乳食等の指導など、園から発信していくことに努める。
食材は、小田原市からの発信を参考にして安全であることを確認する。
食育は、保育の中で取り上げられているので、小さい子ども達であるがプランター栽培をして野菜が育つ過程を体験する。「作る」「食べる」身近な体験から興味が持てるようする。
- ・ひとり一人を良く見つめ、きめ細やかな対応、安全部に十分配慮をしながら、子どもの表情が生き生きとする保育を心がける。
- ・園庭や散歩など戸外あそびも保育士同士が連携を図り、十分取り入れる。
- ・乳児の成長にあった玩具や人形劇セットなど、保育士が創意工夫して手作りし、演じてみせることにより、さらに保育内容を豊かなものとする。

4. 保育内容

- 1.3歳未満児期の育ちの大切さを考慮し、個々の関わりを丁寧にしながら円満な成長を援助する。
- 2.月齢、年齢に応じた保育士の園児の持ち人数を工夫し、集団生活のマイナス面よりも共育ちのプラス面が出るように努める。
- 3.特に低年齢児に対する保健衛生面や離乳食を含めた食事、安全部への配慮をする。
- 4.育児不安の父母・祖父母の多くなった現在、保育士は子どもの保育に専念するだけでなく、保護者との関係もより密に前向きに受容し、よい関係をつくるように工夫する。
- 5.一般家庭からの育児相談、一時保育の受け入れ、親子参加の保育などを受け入れる。
- 6.各年齢のねらい

0歳

- ・この年齢の特質をよく認識し、個々の触れ合いを大切にして、情緒の安定を重視し、豊かな愛着形成を図る。
- ・個人差に留意しながら離乳の完成、歩行の開始、言語の発達を助け、よりよい発育を図る。

1歳

- ・活動が活発になるので、安全で広い場所を準備すると共に、適切な

2歳

- ・触れ合いを大切にし、情緒の安定を図る。
- ・歩行の完成と身体的発達、身体の機能及び、各感覚の発達を助け、好奇心や探索活動の芽生えを育てる。
- ・自由に活動できる環境を整え、運動機能を伸ばし、自分でしようとする気持ちを大切にする。
- ・ごっこ遊びやことば遊び、歌や音楽などを楽しみながら、豊かな自己表現力を育てていく。それに伴ってまわりの環境や友達との関係にも興味を広げていくようとする。

7.保育環境

- イ 四季を通じて過ごしやすく生活出来るよう工夫する。また、長時間保育児の多い本園では階段・ホール・テラス等も保育室の延長であると考え各クラスが自由に利用する。
- 保育内容に変化をつけるよう心がける。遊具等の配慮も子どもの発達や遊びの変化に伴って工夫し、常に研究心をもって当たる。
- ロ 保育士をはじめ全職員は、子どもや保護者にとって重要な環境メンバーであることを認識し、言葉遣い、身だしなみ、笑顔、挨拶、あらゆる面に留意する。
- ハ 保健的、衛生的環境の維持に努め、日常保育の中での危険防止や災害時における安全の確保にも充分配慮する。
- ニ 子どもはもちろん、保護者にも、家庭的な雰囲気の中でやさしく受容的な態度で接する。
- ホ 室温、湿度に留意して、エアコン、加湿器などを活用し、過ごしやすい環境を設定する。

8.保護者との連携

子どものよりよい成長発達を図るため、園と家庭は一体となって子どもに接することが大切である。時間に余裕のない双方であるが、朝夕のひととき、連絡帳、各種の通知、クラス懇談会、個人面接、保育参観、保育参加等、行事への参加を通して、連携を密に、相互理解を深める。

9.年齢構成 (4月1日現在)

0歳児	・	・	・	28名
1歳児	・	・	・	50名
2歳児	・	・	・	0名
				78名

年間を通して産休明け、育休明けの希望の0歳児を前向きに受け入れることにより、保護者の生活の安定に協力する。

10.職員の状況

園長	1名
副園長	1名
保育士	常勤 21名 主幹 1名 主任 2名 非常勤 4名 パート 3名
栄養士兼調理	常勤 1名
調理員	常勤 1名 主任 1名 非常勤 1名 パート 2名
非常勤看護師愛児園兼務	1名

11.年間行事予定

- (1) 入園式 (4月1日)
- (2) 身体測定 (生後6か月まで月2回、6か月以降月1回)
- (3) 健康診断 (年3回)
- (4) 歯科検診 (年2回)
- (5) 誕生会 (毎月1回)
- (6) 防災訓練 (毎月2回)
- (7) 警戒宣言発令時による園児引渡し訓練 (年1回)
- (8) 保育参観 2回、その他随時必要に応じて行う
- (9) 懇談会、個人面接
- (10) 乳児園・愛児園の子ども七夕祭り (7月上旬)
- (11) 愛児園・乳児園の合同運動会 (10月6日)
- (12) 勤労感謝にちなんでの訪問 (園に関わりのある商店他)
- (13) ピアノコンサート (11月)
- (14) 親と子のお遊び会、給食試食会 (2月上旬～3月上旬)
- (15) 愛児園児によるミニ発表会
- (16) 祖父母の集い (3月3日)
- (17) エレクトーンコンサート (3月)
- (18) 愛児園児との交流 その他 日常的に保育の様子を写真やビデオに撮り、また、子どもの作品を展示して保護者保育の様子を伝える。

5. 子育てサポート（地域の子育て家庭への特別保育事業）

○一時的預かり保育（れんげ組と称する）一時保育は長年の努力で保育内容も充実する。

　0、1、2歳の混合保育とする。

○育児相談事業

○子育てオアシス・・・月の木曜日に開催。愛児園の部屋、4階ホール使用。

6. 人材育成等

地域の子育て家庭の親子への遊び、遊び場の支援。又、親からの育児相談等を受け入れている。

7. ほうあんのぞみ及び地域との連携

○ほうあんのぞみとの連携

- ・調理室は合築ということで乳児とのぞみが調理機材等を共有している。乳児と障害者向けという内容の異なった献立を日々調理する上での両施設の調理員の話し合いを連携を密にする。
- ・防災訓練は、火元となる場所が調理室・調乳室・給湯室・のぞみ 1階工房と計4ヶ所あることから相互の防災担当係が話合いを持ち、訓練を実施する。
- ・地震、津波訓練を想定した訓練を合同で実施し、乳児園児の避難時の応援体制を引き続き整え、日頃の訓練を大切にする。

○地域との関係作りを積極的に行い、保育園を理解してもらう。災害時など相互に援助しあえる関係にする。

8. その他

建設以来、園舎外壁のメンテナンスをせずにきたが、今年度は工事日程等を調整しながら実施する方向である。

以上

平成25年度 事業計画

ほうあんのぞみ

はじめに

平成18年に国連にて障害者の国際権利条約が採択され、日本政府は条約に批准するために国内法の整備を始めました。その一環で、平成23年7月に障害者基本法が改正され、平成24年6月に障害者総合支援法が成立しました。平成24年10月には障害者虐待防止法が施行され、現在は障害年者差別禁止法の制定に向けて話し合いが進められています。

これらの法律は「障害」というものが、社会環境との相互作用、社会のあり方によって生ずるものであるという、いわゆる「障害の社会モデル」を前提として成り立っています。また、障害のある人を福祉、医療を中心とした「施策の客体」としてとらえるのではなく、「権利の主体」として社会のあらゆる分野に参加、参画できるようにしようという考え方も前提になっています。このように、近年の障害者施策は、これまでの日本にはなかった新しい価値基準をもとに作られています。

近年の施策に共通するキーワードに「共生社会」という言葉があります。この言葉には様々な意味がありますが、その一つに「障害のある人も、どこで誰と暮らすか自分で選ぶことができて、地域でみんなと一緒に暮らせるようになることができる社会」という意味があります。現在、障害のある人の暮らしは、入所施設からグループホーム等へという地域移行が主流になりつつあります。障害のある人も「生まれ住んだ地域で自分らしく暮らす」ということが実現されつつあるのです。今後は、ほうあんのぞみの利用者もグループホーム等の利用が進むと思われます。

利用者がグループホーム等で自分らしく暮らすためには、ある程度の収入が必要です。しかし、多くの利用者の収入源は工賃と障害基礎年金のみです。それゆえ、工賃の高低が生活水準を左右する状況にあり、工賃の額は非常に重要なものであるといえます。そのため、ほうあんのぞみは工賃の向上に向けて取り組みます。

また、工賃が上がることは利用者の働く喜びにつながります。働く喜びは働く意欲を生み、大きな仕事へ、たくさんの収入へとつながり、そして、さらに大きな働く喜びを生みます。今年度は、このプラスの循環を実現するための土台作りの年とします。

平成24年4月の報酬改定により、工賃向上を目指して実績を残した就労継続支援B型事業（以下B型事業）が報酬面で評価されるようになりました。これにより、B型事業を事業の中心に据えても運営が成り立つようになりました。そこで、平成25年度よりB型事業の定員数を10名から24名に大幅に増やします。このことにより、体制面が整い、工賃向上に対して職員、利用者が一丸となって取り組めるようになります。

現代社会は、国際情勢、政治、経済、国民の暮らしなどが目まぐるしく変化しており、日本社会の抱える問題、課題は多岐に渡り複雑化しています。このことを踏まえて事業

を展開しなければ、本当の意味で社会に必要とされる事業所にはなれません。ほうあんのぞみは、社会にもっと必要とされる事業所になるために、今年度、中期経営計画を練り上げ実行に移します。

1 事業所の使命

「ほうあんのぞみは、利用者が働く喜びを感じ、家族が安心できるように、職員の人間性を向上させ、地域との共生を実現する。」

2 各事業の方針

（1）就労継続支援B型事業

工賃向上、働きがいの向上を第一に掲げて取り組みます。具体的には以下の項目に取り組みます。

①クッキー、ケーキ製造班の売上げ向上、作業の充実化。

プロのパティシエ等の協力のもと新商品を開発します。また、慢性腎臓病患者の治療食事業への取り組みを進めます。製造販売会議を定期的に実施して売れる商品を作り続け、利用者の作業力向上も目指します。

②喫茶・売店の発展

1階の店舗を利用者の働く場として確立させて、利用者の工賃アップの中心的役割を担えるような取り組みにします。また、地域に愛される店づくりを心がけます。

③請負単価の低い受託作業の割合を下げ、高収入が期待できる新たな自主生産品、施設外就労先などを検討し、適当なものがみつかり次第実施します。

（2）生活介護事業

作業以外の日課も充実させます。具体的には、芸術活動、生活訓練、体力づくり、余暇支援などを行います。これらのことを通して、認められる、ほめられる喜びを強く感じてもらいたいと思います。

（3）就労移行支援事業

利用者個々の段階に合わせた職業訓練を実施します。また、関係機関と連携を強化して、希望者を一般就労へ結びつけます。同時に、就労者が離職しないようにアフターフォローも行います。一般就労の実績を積み重ねて、障害者本人、家族、関係機関から信頼される就労移行支援事業になります。

3 事業の種類と定員

生活介護事業	定員 7名
就労継続B型事業	定員 24名
就労移行支援事業	定員 9名

4 人員配置

管理者	1名
サービス管理責任者	1名
事務員	1名
調理員	3名
嘱託医	3名
看護師	1名
(1) 生活介護	生活支援員 4名
(2) 就労継続支援B型	生活支援員 3名 職業指導員 3名 目標工賃達成指導員 1名
(3) 就労移行	生活支援員 1名 職業指導員 1名 就労支援員 1名

5 支援の基本姿勢

- (1) 利用者の強み（得意なこと）を大切にして支援します。
- (2) 利用者一人ひとりのニーズを反映させた個別支援計画に基づき支援します。
- (3) 利用者の尊厳を守り権利擁護に努めます。
- (4) 専門知識、技術の習得のために、また、より良き人生観をもつために自己研鑽に努めます。

6 作業内容

- (1) 自主生産品（クッキー、ケーキ、サンドイッチ、ネパールカレーなど）
- (2) 喫茶・売店
- (3) 受託作業
①タオル包装作業（東京伊勢タオル）②ボールペン組み立て（中谷商工）

- ③車部品箱詰め作業(太洋物流)
- ④菓子箱折り (石川紙器)
- ⑤米の袋詰め (志村屋米穀店)
- ⑥施設外就労 ダンボール仕切り組み (太洋物流)

7 行事・余暇活動支援

(1) 土曜日稼働

原則月2回の第一・第三土曜日に設定。社会生活活動として調理、創作活動、運動、交通機関を利用した外出を実施します。法人内の他事業所の利用者も参加できる機会をつくります。

(2) 行事

4月	入所式	11月	バス旅行
6月	みんなのつどい	12月	県西地区文化事業 忘年会
9月	きらりフェスタ	1月	新成人を祝う会
10月	3施設合同運動会	3月	納め会

*誕生会を毎月実施。

(3) 余暇活動

生活を豊かにするために、また、仕事にやりがいを感じるためには、オンとオフの切り替えは大切な要素です。そのために余暇支援を行います。内容は、スイミング、柔道、音楽、ダンスなどです。

8 保健衛生

(1) 定期健康診断

年1回実施します。

(2) 健康相談

内科、精神科、歯科 各年2回実施します。

(3) 健康チェック

毎月、看護師による体重・血圧測定を行い健康状態をチェックします。

9 食事の提供

- (1) 安全に配慮し、適切な栄養管理のもと給食を提供します。
- (2) 年1回は嗜好調査を実施し、献立に反映させます。

1 0 家庭との連携

- (1) 連絡帳を通じて、家族との連携を常にとります。
- (2) 個別面談を実施して、現況把握と目標、支援方法の確認、将来の方向性の共有、要望等を把握します。
- (3) のぞみ会（家族会月例会）を通じて、情報提供や意見交換をして、協力体制を築きます。
- (4) 通所が困難な利用者に対して、場合によっては家庭訪問等を実施して、通所が可能になるように支援します。

1 1 権利擁護

- (1) KWオンブズマンネットワークへ参画し、相談日を定期的に設けます。
- (2) 苦情は、苦情解決システムに則り速やかに対応します。
- (3) あおぞらプランを遵守します。
- (4) 事業所内に権利擁護委員会を設置し、活動します。

1 2 職員研修

- (1) 研修P T主催の法人内研修に積極的に参加します。
 - (2) 施設外研修（新任研修、てんかん講座、自閉症療育、現任研修、就労支援研修、生産・製造関連研修）に参加します。
- ※いずれの研修も常勤、非常勤の雇用形態を問わず参加します。

1 3 防災・安全

- (1) 乳児園と連携して毎月1回は避難訓練を実施します。
- (2) 公用車の安全運行を心がけます。
- (3) 周辺環境、施設内設備を定期的に点検し、必要があれば補修します。

1 4 ボランティア受け入れ

- (1) 定期的にボランティアを受け入れます。
- (2) 新たなボランティア参加の機会を模索し、実施します。

以上

平成25年度 事業計画

ほうあんふじ

はじめに

法人運営の理念である「慈悲心」「利他行に徹す」の心構えを大切に職員が共通認識を持って業務運営にあたる。正しい人生観のもと、最先端の技量の習得に努めて、園児、保護者、職員の人生の質の向上を実現し、地域社会の福祉に貢献する。

平成24年度より、「障害のある子どもも子どもであるという原点のもと」児童福祉法が改正された。それとともに、地域の中で健やかに育まれる社会を目指していくことがテーマになった。引き続き「児童発達センター」として機能していくように、「発達支援」「地域支援」(保育所等訪問支援・害児相談支援)を行い、「放課後等デイサービス」により、学齢児の支援も行っていく。

自然に恵まれた良い環境の中で、平成25年度も一人ひとりのニーズに応じた子ども支援と親支援を中心に進めたい。こどものより良い育ちのために環境の整備や療育活動の内容を充実させていくとともに、職員の資質向上を図りたい。また、今後の県西地域の療育をどう展開させていくのかを課題としていきたい。

今年度は、年間療育日を269日（放課後等でサービスは、児童発達支援の行事を除く毎日）予定している。4月1日に23名の新入園生を迎え52名の園児で新年度をスタートとする。

1 目的

子どもの持っている、「ストレンジス（強み）」を見つけ大切に育てていく為に、子どもと家族と協力し、一人一人にあった方法で、支援を行なっていくこと。また、子ども達が、自分で選び・決めていく事ができるような支援をしていき、子ども達が、将来自分の「夢」「希望」を持って生きていく事ができるようになることを目的とする。

子ども達のより良い育ちに向けて、地域での育ちと子育てへの支援を考えて事業展開をしていく。

2 事業内容

（1）児童発達支援

身近な地域における通所支援機能（通所利用の障害児やその家族に対する支援）

（2）地域支援

①保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児が、集団生活における専門的な支援を必要とする場合に保育所等訪問支援を提供し、保育所の安定した利用を促進する。保育所等の障害児への直接支援や保育所等のスタッフへの支援を行う。

②障害児相談支援

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。市町村の支給決定の

前に、サービス利用計画・障害児支援計画案を作成する。支給決定後は、サービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行う。(モニタリング)

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進すると共に放課後等の居場所作りを推進する。

平成24年度整備基盤事業の補助金を受けてワークルームが完成した。平成26年度は、定員を増やしていく予定である。

3 基本方針

(1) お子さん一人ひとりに合わせた発達支援。

- ・0歳からの発達支援。
- ・さまざまな発達障害・発達の状態への対応。
- ・アセスメントに基づいた支援。
- ・一人ひとりの発達ニーズに合わせた個別的対応。(個別療育・集団療育)
- ・最新・最良の理論と方法論に基づく発達支援。
- ・様々な専門スタッフを含めたチームアプローチ。
- ・自立に向けた一人ひとりの自己活動の支援。(自己選択・自己決定)
- ・インテグレーション(小田原愛児園との交流保育)

(2) お子さんを育てる家族の支援。

- ・お子さんの理解に向けての支援
—「子どもの障害の受容」「障害のあるわが子の受容」

- ・保護者同士の交流・学習の機会の提供。

(3) 地域との連携

- ・お子さんの利用する機関との連携。
- ・地域の幼稚園・保育園への職員の派遣。
- ・発達障害児支援相談。(電話・来園)

4 年間予定療育日数

()内は、土曜日の療育日数

4月	22(1)	8月	23(2)	12月	23(4)
5月	23(2)	9月	22(3)	1月	23(4)
6月	22(2)	10月	23(1)	2月	20(1)
7月	23(1)	11月	22(2)	3月	23(4)
計269日 (うち土曜日は27日)					

*放課後等デイサービス

4月	26	8月	31	12月	31
5月	31	9月	30	1月	31
6月	30	10月	30	2月	28
7月	29	11月	30	3月	28
計355日					

5 支援の内容

(1) コミュニケーションツール

TEACCH プログラム・PECS・マカトンなどのコミュニケーションツールを使用してお子さんが混乱せず、安定して自発的に活動に参加していくようにする。

(2) アセスメント+個別支援計画書の作成

発達評価・運動・感覚統合等の評価。

(3) インテグレーション

小田原愛児園との交流保育を全園児対象で行なう。また、次年度に幼稚園・保育園に入園予定の子どもがスムーズな移行ができるように計画的に交流を行う。

又、就学を控えている子どもが地域の幼稚園・保育園での交流を行う。

(4) 家族支援

(5) 就学支援

情報提供・学校との連携・教育委員会との連携。

(6) 給食・食育

栄養管理・食事行動・マナーなど。

(7) 指導時間と日課

	月	火	水	木	金	土
9:00～9:45				個別療育		
10:00			バス通園児 登園（身支度が終了後、自由活動）			
		自由活動		リトミック (クラス毎 に順次)	自由活動	
10:40		朝のクラス活動				朝のクラス活動
11:00		クラス中心の日課			クラス中心日課	11:30
11:40			給食準備			給食
11:50			給食			12:30
12:30			自由活動・クラス日課			クラス活動
13:40			降園前のクラス活動			13:25
14:25			降園			降園

《日課》

- ①クラスの集まり ②手先の課題活動 ③リトミック ④スヌーズレン ⑤感覚統合
- ⑥畑作業 ⑦自立訓練(給食の配膳・掃除など) ⑧インテグレーション ⑨お散歩
- ⑩バス外出 ⑪お楽しみ会

6 専門スタッフとの連携

(1) 児童精神科医

東海大学病院児童精神科医に月一回来て頂き、子どもの発達相談や職員への学習会を行なう。(年12回予定)

(2) 作業療法士(OT)・理学療法士(PT)

国際医療福祉大学のOT(発達障害専門)・PT(小児専門)の方に、月1~2回来園して頂き、子どもたちへの支援のアドバイスをして頂きます。

7 健康管理

(1) 健康診断

- (1)内科検診 (須田民男医師、年2回)
- (2)歯科検診 (河野 力医師、年2回)
- (3)耳鼻科検診 (山口 潤医師、年1回)
- (4)眼科検診 (平原敦子医師、年1回)

(2) 医療面で継続的にケアが必要な場合は父母と一緒に看護師が通院に付き添い、直接主治医から指示を受けて学園での療育にあたる。

8 年間行事計画

年間の行事(案)

毎月 身体測定、避難訓練

4月 入園式(4月2日)、家庭訪問…下旬(前半在園・後半新入園)
新入園児園長面接、参観・懇談会

5月 福祉制度説明会、就学児懇談会、アフターケア

6月 参観日、就学相談開始

7月 夕涼み会、水遊び(下旬~8月いっぱいを予定)

8月 お楽しみ会

9月 祖父母参観日

10月 運動会、遠足

11月 学習発表会、文化事業

12月 学習発表会、お楽しみ会、クリスマス会、冬休み

1月 公開保育

2月 節分、お楽しみ会

3月 ひな祭り、一日入園、終了式、卒園式

9 児童発達支援(週1~4回までの利用)

発達が気になるお子さんや育てにくいお子さんとその家族の方を支援する。

《利用の仕方》

「ほうあんふじ」への入園に向けての準備段階として利用をする。

幼稚園・保育園の就園に向けて、その前段階として集団を経験する。

幼稚園・保育園に在籍しながら並行利用をする。

10 他機関との連携

小田原児童相談所をはじめ各市町村の障害福祉課及び各地域の訓練会や学校・幼稚園・保育園との連携を積極的に図るように努める。

11 実習生の受け入れ

保育士・社会福祉士を目指す学生を受け入れる。

総括

平成25年度は、子ども一人一人に合わせた発達支援に力を入れていくことと児童発達支援センターとして地域に貢献していくようにしていけるような機能を果たしていくことが重要な使命となる。

その為に、保育士・作業療法士・心理士・理学療法士の多職種の専門集団として、みんながチームの一員としての自覚を持ち、一つにまとまって同じ方向を目指していくようにしたい。職員の資質の向上のために、園長を始めとし色々な立場の職員も努力を惜しまないようにしていきたい。

新たな事業展開に向け、どうすれば子どもたちが幸せになれるかを一番に考えて、センターの機能を向上させていきたい。また、利用人数が増えてきて受け入れがどこまでできるかなど、社会全体に発信していかなければいけないところも出てきている。

以上

平成25年度 事業計画

ほうあんふじみのさと

I. 入所事業

はじめに

《法人の経営理念》

「仏教の慈悲の精神に基づく福祉の実践」

仏教に「慈悲心」という言葉がある。人の喜びをわが喜びとして、その人と共に喜ぶ。そして、人の悲しみをわが悲しみとして共に悲しむという意味である。

もうひとつ、「利他行に徹す」という教えがある。自分を律しつつ、人のために働き、力を尽くすという意味である。

社会福祉法人宝安寺社会事業部の役職員は、このような心の持ち主をひとりでも多く増やしたいという願いを持ちながら、「地域社会の人々の悲しみをわが悲しみとし、その悲しみを癒し、取り除くために、利他行に徹す。」このような姿勢で福祉実践を重ねて行きたい。

1 事業の取り組みに対する考え方

利用者及びその家族、在宅で生活している方の福祉の増進に努め、安心して生活が送れるよう支援の実践を行っていく。

- (1) 個人の尊厳を重んじ人権に配慮した支援を常に優先し、二度と不祥事を起こさないために、不適切な対応を職員全員で目配りして取り除いていく実践を行っていく。
- (2) 自己選択、自己決定を重視した個別支援の充実を図る。
- (3) 医療・健康増進・食事に配慮された、安心して生活できる施設を目指す。
- (4) 経費削減・節約に努める。

2 地域貢献の強化

- (1) 短期事業の増床に向けて動き地域に貢献する。
- (2) 防災拠点となりうるよう、防災備蓄品等の充実を図りながら地域と連携する。
- (3) 生活介護事業の日課の充実を図る。
- (4) 農園作業の充実を図り、地域開放を含めて地域に貢献する。

3 事業の内容

- (1) 施設入所支援 定員30名 (男性18名 女性12名)
- (2) 生活介護事業 定員30名 (男性18名 女性12名)

生活介護事業の定員について

①人員配置加算（I）の条件を満たした体制による収入により、利用者支援に還元できるよう職員配置数を確保していく。平成24年度の生活介護サービスの定員は現状のままの30名するが、今後定員を40名に変

更できるまで、通所利用の契約者を増員していく。

②通所利用者増員の過程では、「通所利用サービスにおける定員超えた受け入れの更なる弾力化」の規定を遵守し、利用者増員による出席率向上に伴う定員超過減算にならないよう必要に応じて定員変更を行っていく。

(例) 定員30名→定員35名

4 利用者の状況 () は通所利用

(1) 年齢別、市町別

	18~29		30~39		40~49		50~59		60~69		70~		女
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
小田原市	1 (5)	2 (1)	2 (1)		4			1				1	11 (7)
湯河原町					1	1							2
開成町	1						1						2
真鶴町	1												
平塚市			1	2									3
秦野市	1					1							2
寒川町			1		1								2
二宮町		1											1 (1)
海老名市	1												1
座間市		1											1
綾瀬市		1											1
鎌倉市	1			1									2
横須賀市	1												1
合 計	8 (5)	4 (1)	4 (1)	3	5	2	1	1	(1)			1	30 (8)

入所 男性36.5歳 女性38.9歳 全体 37.5歳

通所 男性28.1歳 女性18歳 全体 26.9歳

総合 男性34.2歳 女性37.3歳 全体 35.2歳

(平成25年4月1日現在)

(2) 障害程度

【障害程度区分】

	区分3	区分4	区分5	区分6
男 性	(1)	5 (2)	9 (2)	4 (2)
女 性	0	6	5	1 (1)

性 1

【精神保健福祉手帳】 1級 女性2名

【身体障害者手帳】 言語機能障害 3級 男
名

【療育手帳】

	A1	A2	B1	B2
男性	8 (4)	8 (3)	1	4
女性	1 (1)	3	6	2

5 職員の状況

	常勤		非常勤		備 考
		男性	女性	男性	女性
所長	1				
支援課長		1			
支援主幹	1				
主任支援員	1				
生活支援員	7	7	2	4	非常勤は常勤換算5.5人以上
看護師		1			
栄養士		※1			※第一しおんとの兼務
事務		1			

6 支 援

障害・年齢・ニーズ・人権・希望に配慮した、肯定的な対応を実施する。

(1) 生活支援

- ①年2回のモニタリング及びアセスメント技術向上による個別支援計画の充実
- ②新体系を踏まえた支援内容・体制の見直し
- ③外出の充実～年齢・興味・関心に配慮した外出の実施
- ④生活介護事業者利用者に対しての送迎サービスの実施

(2) 日 課

7 : 30 8 : 00 9 : 45 12 : 00	起 床 朝 食 朝の会 体 操 日中活動 昼 食	13 : 30 15 : 00 15 : 30 18 : 00 19 : 00 22 : 00	日中活動 お茶・おやつ 入 浴 夕 食 自 由・余 暇 就 寝
---------------------------------------	--------------------------------------	--	--

通所利用者（生活介護事業のみの利用）の通所・帰宅は公用車による送迎。

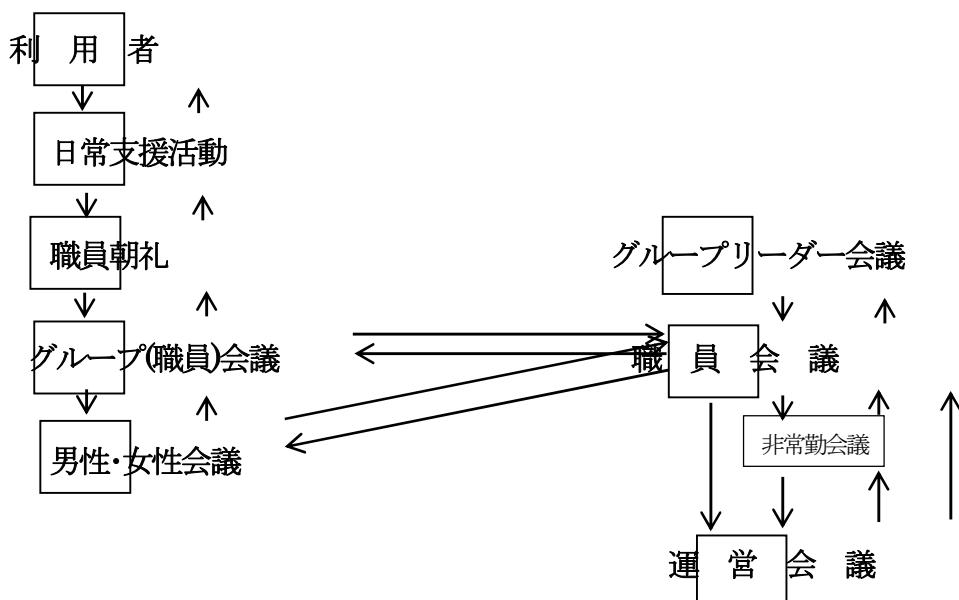
(3) 日中活動　　日中活動体制の検討

- ①年齢・ニード・希望に配慮した日中活動の工夫
- ②機能訓練的活動～歩行、運動、手指を使う課題
- ③創造的活動～絵画・造形、手工芸、音楽等
- ④授産的活動～ボールペン組み立て、リサイクル、箱折り、農園芸
- ⑤社会的活動～クリーン作戦(散歩コースの清掃)

(4) 支援・会議体制

支援・アセスメント体系

運営会議体系



(5) 年間計画

	行 事	運 営
4月	入所を祝う会／コンサート	家族会総会
5月	ゆうあいピック	前期個別面談
6月	みんなのつどい	前期個別面談
7月	夕涼み会	
8月	一泊旅行(帰宅できない方)	夏期帰宅期間
9月	きらりフェスタ 特別外出	
10月	3施設合同運動会	後期個別面談
11月	バス日帰り旅行	後期個別面談
12月	クリスマス会 県西文化事業 餅つき	冬期帰宅期間
1月	日帰り旅行(帰宅できない方) 成人を祝う会	
2月	梅まつり	次年度計画
3月	納め会	25年度利用契約 家族会総会

7 権利擁護

- (1) KWオンブズマンネットワークへの引き続きの参画と権利擁護の実践
- (2) 苦情解決システムに則った速やかな解決と問題解決制度の充実
- (3) あおぞらプランの遵守
- (4) 成年後見制度への取り組み

8 保健衛生

- (1) 利用者一人ひとりの健康状態の把握と、豊かな生活が送れるよう健康を支えています。
- (2) 疾病・感染予防、早期発見・早期治療に努めます。
- (3) 医師への情報伝達方法の再検討を行います。
 - ①精神科回診 曽我病院 1回／4週
 - ②内科受信 佐藤病院 1回／4週
 - ③健康診断 予防医学協会・佐藤病院 年2回
 - ④感染症対策 予防接種、手洗い、消毒、加湿
 - ⑤血圧・体重測定 1回／月

9 食生活 食の安全、適切な栄養管理

- (1) 四季を感じる食事、飽きのこない食事 最適温の食事
- (2) 行事・イベント食の充実
- (3) 成人病対策へ栄養、調理法の工夫
- (4) 給食会議の開催し食生活充実、利用者の希望反映、献立調整の実施

10 安全

- (1) 防災訓練の定期的実施、年2回の消防署立会い訓練、ほうあんふじとの合同訓練、非常食・防災危惧の点検、避難経路の点検
- (2) 公用車の安全運行、日常的な整備点検
- (3) 周辺環境・施設内設備・生活環境の定期的点検、補修・改修

11 家族

- (1) 春期・秋期の年2回、利用者及び家族と個別面談を実施
- (2) 利用者の生活の質の向上にむけ家族会との協議
- (3) 福祉情報の提供など

12 職員 人材確保と人材育成、資質の向上

- (1) 施設内外の人権擁護、虐待防止研修への参加

- (2) 施設内研修～リスクマネジメント（＊）QJT、研修報告会、事例検討会 他
（＊）25年度強化項目として、主任以上の幹部が講師となり定期的に取り組む
- (3) 施設外研修～新任研修、てんかん講座、自閉症療育、現任研修 他

13 実習生の受け入れ

- (1) 在宅者・他施設・小田原養護学校等で進路や社会資源として当施設を希望する利用者に対して、可能な限り体験実習を図る
- (2) 福祉・保育系、社会福祉士等学生の実習の積極的な受け入れ

II. 短期入所・日中一時支援事業

はじめに

在宅生活継続の支援の一つとして、短期入所・日中一時支援はとても重要な事業である。利用者のご様子の変化や、ご家族のご様子の変化、疾病その他の理由に対しまして、法人の理念である、「仏教の慈悲の精神にに基づく福祉の実践」に基づき、傍観者ではなく、「慈悲心」「他利行に徹す」姿勢で、迅速に対応し地域福祉の増進に貢献していく。

1 事業の取り組み

短期入所事業の増床に向けて動き地域に貢献する。

利用者及びご家族の意思を尊重して利用者の立場に立った支援を提供する。

地域との結びつきを重視し、市町や他の機関とも積極的に連携を図っていく。

緊急性の高いニードへの対応を図っていく。

継続利用者の社会復帰等見通しを立てていく。

夏期・冬期等休暇中の日中受け入れを積極的に行っていく。

新体系本格移行のため、養護学校高等部との連携を図るなど、通所利用希望者のニード把握と支援開始に繋げていく。

2 事業の種類と定員、対象、地域

- (1) ほうあんふじみのさと併設事業所（空床型対応）

定員 男性2名 女性1名

年齢 18歳以上(状況に応じて18歳未満も対応)

地域 県西地区及び周辺市町

主たる対象は知的障害

- (2) 日中一時支援事業

定員 3名

年齢 16歳以上 (状況に応じて16歳未満も対応)

地域 委託契約市町～小田原市 南足柄市 大井町 開成町 中井町
山北町 湯河原町 真鶴町 松田町 秦野市 箱根町
主たる対象は知的障害

3 職員体制

本体施設ほうあんふじみのさととの兼務

4 日課・日中活動

- (1) 本体施設ほうあんふじみのさととの共通とするが、より個別な課題が適切な利用者には、日常利用している施設等と連携を取りながら慣れ親しんだ課題を用意する。
- (2) 短期利用中で通常の所属施設等への通所希望があった場合には、通所できるよう調整を図る。

5 支援及び対応

- (1) 家族及び利用者のニードに対応します。行政、法人内相談事業所、及び他の障害福祉サービス事業所とも協力しながら利用調整を図る。
- (2) 直接の相談にも応じていく。
- (3) 入浴支援の実現を図る。

6 年間延べ短期利用日数 800日を想定

以上

平成25年度事業計画

ほうあん第一しおん

はじめに

平成25年4月1日より「障害者総合支援法」に則り事業運営を行なっていきます。事業内容は変更せずに多機能型事業所として以下の4事業行なっていきます。また児童福祉法による放課後等デイサービスの運営に努めます。

就労移行支援事業	定員(20名)
自立訓練(生活訓練)事業	定員(10名)※定員18名から10名に減少
就労継続支援B型事業	定員(18名)※定員10名から18名に増加
生活介護事業	定員(12名)
放課後等デイサービス	定員(10名)

「障害者総合支援法」は、障害者自立支援法の仕組みをほぼ踏襲し一部手直したものであり、現行の体制には影響は少ないものと考え、自立訓練事業と就労継続支援B型事業の定員変更のみ行ないます。しかし、国の財政状況はますます厳しく、補助金の見直しや今後報酬改定等も考えられます。一方、支援では高齢化や重度化への対応、日中活動や短期入所の増大、福祉人材の確保、人権擁護の取り組みなどの強化が必要となり、更に利用者のニーズに即したケアマネジメントや専門性の充実が必要になってきます。また、利用者の作業確保、拡大に向け共同受注の取り組みやパン工房の拡大なども考えた運営を行なっていきます。それともう一つ地域防災を含めた防災訓練の在り方なども地域自治体と一緒に横のつながりを作り緊急時にはお互いが支えあえる地域にしていきたい。これらを今年度の重点課題とし取り組んでいきます。

また、施設の老朽化が進み建物内側の修繕やトイレの改修工事など行なっていきます。

1、基本理念

1) 法人理念

仏教の慈悲の精神に基づく福祉実践に努めます。

2) 事業所理念

ノーマライゼーションの理念の下、障害福祉サービスを自らが選択し、契約によりサービスを利用しつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として支援に努めます。

2、事業所方針

1) 就労移行支援事業

就労移行支援事業では利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行なうものとします。また、実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2) 自立訓練(生活訓練)事業

自立訓練(生活訓練)事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等の必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。又、実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

3) 就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会を提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。又、実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4) 生活介護事業

生活介護事業では利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事又は排泄の介護、創意的な活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。又、実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

5) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス事業では、学校通学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進していきます。

3. 人員配置

		常勤	非常勤
管理者 (児童発達支援管理責任者兼務)		1名	
サービス管理責任者	1名		
事務員	2名		
栄養士	1名		
1) 就労移行	就労支援員	1名	1名
	職業指導員		3名
	生活支援員	1名	2名
2) 自立訓練	生活支援員	1名	1名
3) 就労継続	職業指導員	1名	1名
	生活支援員	1名	
	目標工賃達成指導員		1名
4) 生活介護	生活支援員	2名	1名
	看護師		1名
5) 放課後等デイサービス事業			
	指導員	1名	2名
	合計職員数	13名	13名
		+嘱託医3名 +作業雇用職員6名	

4、サービス内容

基本的なサービス

1)相談及び助言

利用者の心身の状況や生産環境等の的確な把握に努め、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

2)健康管理

利用者の状況に注意し、医療機関を通じて健康保持のために必要な支援を行います。

3)生産活動

当事業所内や企業において、作業や実習を実施することで一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場に就労・定着を図ることを目的とした訓練・指導を行います。

受託加工の自動車部品の組立の他、作業開拓に努め、安定した作業を利用者へ提供し、達成感や充実感が得られるよう支援し、共に働く中で協調性の充実を図り、又、社会のルールやマナーを身に付けられるように支援します。

4)工賃の支払い

生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

5)社会活動支援

利用者の状態に応じて、自治会活動や権利行使に関わる本人活動を支援します。また、利用者の生活を豊かにするために必要な社会経済活動への参加を支援します。

6)情報提供

利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な助言を行うように努めます。

7)退所時の支援及びアフターケア

利用者が円滑に退所できるように社会資源や関係機関との連携を図ると共に、退所後の相談にも応じます

8)送迎サービス

交通の便が悪いことから、送迎サービスを引き続き実施します。

(小田原駅から根府川駅経由ほうあん第一しおんの間)往復実施。また、必要に応じて相談の上、送迎を行ないます。

放課後等デイサービスの運営には送迎の実施も含まれており、小田原養護学校からほうあん第一しおんの間、帰りの自宅までの送迎も行ないます。

専門的なサービス

1)職場実習

就労を希望の方へは、実習の受け入れ先を探し職場実習を経験させます。また、受け入れ先の確保にあたっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じたものになるように努めます。

2) 求職活動支援

公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行なう。また、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた職場開拓に努めます。

3) 職場定着支援

利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。

4) 生活訓練

心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行ないます。また、利用者に対しその有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようになりますため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行ないます。

5、行事・余暇活動支援

1) 余暇活動

開所以来、様々な余暇活動を展開し、心豊かで潤いある文化活動を目指してきました。今後も余暇活動は同様に、利用者の情緒を安定させるとともに生活に潤いを与える月に一度程度と少ないですがその中で支援していきます。

2) 土曜日開放

年間予定表に記載の通り、土曜日開放では外出支援を行ないます。気分をリフレッシュできる内容や社会性を養う等の内容を計画していきます。

3) 行事

日常生活を送る中で、生活にリズムやアクセントを持ち、目標を持っていることは、とても大切な事である。行事を行うことにより利用者が季節感を堪能できたり、成果を発表する場面であったり、仲間との友情を分かち合うことができたり、地元の方やボランティアとの交流も深めることができ、理解を深めることにも繋がります。

年間行事で主なものは下記の通りです。

4月	新年度会	6月	県西地区みんなのつどい
7月	夏祭り	9月	きらりフェスタ作品展(今年度時期未定)
10月	運動会	11月	バス旅行
1月	成人を祝う会・新年会		
3月	慰労会		他、誕生会(各月)

6、安全と健康管理

1) 避難訓練

毎月1回、同敷地内のほうあん第二しおんと合同による避難訓練を実施します。さらに、年2回消防署立会いによる訓練を行ない、指導を受けます。ほうあん第二しおんとの協力だけでなく、地域を巻き込んだ模擬訓練を実施できるよう地域と連携し行なっていきます。

2)防災対策

避難訓練と合わせて災害時の避難マニュアルを作成し、避難訓練の際には災害を想定し、緊急時に最も安全な行動ができるよう経験を積みます。また、災害時の対策として、食料・防寒対策・生活用品等の備蓄を準備し、定期的に点検を実施します。その他、設備等の自主点検も毎月実施していきます。

また、津波や大規模震災に対応できるようなマニュアルの修正も含め検討を行い、また、想定訓練を実施していきます。

地域の防災組織と連携をとり、訓練を行います。

3)健康管理

年に一度利用者、職員共に健康診断を実施します。

その他 内科検診(かみやま小児科クリニック) 年2回実施

歯科検診(森井歯科医院) 年2回実施

精神科相談(勝田医院) 年2回実施

体重・血圧測定 月1回実施

を利用者に定期的に実施します。

7、食事の提供

個々の利用者の嗜好・咀嚼・疾患(糖尿食他)に配慮し、献立や盛り付けを考え行ないます。年に1回嗜好調査を行ない、また、利用者代表の意見も組み入れた給食検討会議を2ヶ月に一度は開き改善を図ります。

また、ほうあん第二しおんの給食を受託し運営していきます。

8、家族会・自治会との連携

1)家族会

日中活動における支援では、日々家族の方の支えが欠かせないものであり、家族と連携して、利用者の個別支援計画の課題解決に向け相談することや行政からの通知による福祉の在り方等を周知し、共に学ぶ機会とします。

2)自治会

利用者の自主的な組織として結成され、利用者の良好な人間関係、利用者自ら運営する各役割の運営を職員は補助していきます。また、家族会とも連携し協力していきます。

9、実習生受入れ

1)在宅者・小田原養護学校生等

これから進路を検討している障害を持った方々に対し、当事業所を理解していただくために可能な限り体験実習を受け入れます。

2)教育実習生、福祉専門学校生等

福祉施設での体験を希望する者の要望を受け止め積極的に受け入れます。

10、職員の資質向上

職員の資質向上は利用者支援に繁栄するものであり、人材育成のための研修は欠かせないものである。事業所内においても職員にスキルアップを目指し研修を斡旋し職員の資質向上を図っていきます。

11、今後に向けた取り組み課題

1) 個別支援計画とサービス等利用計画との関係と連携

利用者の個々の課題に沿った目標設定を行ない、就労移行支援と自立訓練(生活訓練)は3ヶ月に1度モニタリングを実施し、就労継続支援B型と生活介護、放課後等デイサービスにおいては、6ヶ月に1度目標に沿った支援が行なわれているか確認し、修正変更を行ないます。

また、サービス等利用計画の作成を相談事業所が行なうため、相互の共通意識のもと利用者に即したサービスの提供に努めます。

2) 家族等との連携

自宅等においてどれ程の効果・成果があつたのかを定期的に家族等と連絡を取り合い、個々の対応に努めていきます。

3) 新会計

平成25年度より新会計基準に則り会計を行ないます。障害施設各事業所の共通意識をもって正確なデータ管理に努めます。

4) 利用者の作業種の開拓・開発

平成25年4月からは障害者優先受注窓口が設置され、優先的に企業からの受託作業や官公需の作業等が受け入れられる仕組み作りと作業種の検討を行なっていきます。

5) 関係機関との連携

就職に結びつけるための関係機関との連携(公共職業安定所や商工労働部、相談事業所等)を強化していきます。

また、新たに新規利用者の入所に向けた活動を日々相談事業所や関係機関、特別支援学校などに周知していきます。

6) 職員の育成

職員の専門性を常に高められるよう内部外部の研修を行ない自己を高めらるようしていきます。また、障害者虐待防止法が施行され通報義務となり、職員は早期発見に努められるよう意識し業務するよう徹底していきます。

平成26年4月には重度・重心のケアホームが開所します。その前に職員はほうあん第二しおんにおける実習を積み重ね、緊急事態に対応できるよう援助技術を習得しておく必要があります。

7) 地域との連携

東日本大震災から2年経過し、防災意識がより強まっていますが、地域との横のつながりが不十分であることから、地域を利用した模擬訓練なども考えながら地域住民とともに考えていきます。

以上

平成25年度 事業計画

ほうあん第二しおん

I. 生活介護事業

はじめに

新規利用者(養護卒業生)2名を迎える契約48名でのスタートとなります。

新規利用者につきましては、大きく環境が変わる時期になりますので、家族や学校と連携を密にしながら円滑な導入に努めていくことと、通所している利用者にとり、魅力ある第二しおん、魅力ある日中活動の充実に取り組んでまいります。

また、家族機能の低下によって現れるニーズや潜在的なニーズ、利用者の変化によるニーズに常に目を向け更なる実践を行ってまいります。

26年4月のケアホーム開設に向け、諸般の滞りのない準備を行っていきます。人員体制は殊に重要となりますので、本部との連携のもと育成研修を立案していきます。

平成25年度の職員人員配置(I)については、新たに旧通園事業B型利用者の平成24年度分生活介護事業通所実績が算出根拠に加わり、年間の利用延べ人数が大幅に増えることから現時点での試算では人員配置体制加算(1)は常勤換算23.1人以上が必要となりますので、本部と協議し職員確保に取り組みます。

運営理念

「慈悲心」「利他行に徹する」心構えを具現化する福祉実践を積みかさねていきます。

ほうあん第二しおんの使命

- (1)利用者の皆様の尊厳を守り、可能性を信じ、あたたかい心で支援を行います。
- (2)利用者の皆様の笑顔と自分らしさを実現し、ともに成長することを目指します。
- (3)互いの信頼関係をきずき、根府川から未来を照らします。

1 重点目標～ほうあん第二しおんの中長期ビジョン(平成24年10月31日経営会議で承認)

(1) 複数のケアホーム開設による利用者の暮らしの支援と通所環境の確保

重心・重度ケアホームの安定・安全なスタート ホーム希望ご家族への提示と安心

- ①ホーム備品の調達
- ②ホーム業務の確認と共有
- ③看護、訪問看護の役割確認と構築

(2) 利用者の高齢化対応

退行対策の立案、嚥下機能の低下と食事の検討、利用者の入浴支援の検討

家族機能低下により発生するニーズの予見と対応

- ①入浴支援…募金・補助金等を活用し2階洗濯室の防水化
- ②嚥下機能低下への対応…嚥下体操や嚥下を促すマッサージ等の取組み

(3) 医療ケアの充実と医療機関との連携の強化

医療ケア対応の安全実施はもとより、通所者全員の健康管理に留意するとともに、昨年度健康診断でご協力いただいた、太陽の門との連携を強化してまいります。

(4) 重度・重心の暮らしを支える支援を行う職員育成と仕組みの構築

利用者の将来を見据えた介護技術・医療ケアなど職員一人一人の意識・知識・技術を高める

(5) しおんの里(仮称)構想～高齢福祉の勉強と提案

(福)宝安寺社会事業部が根府川の地に参入し25年が経つので、地域貢献として高齢者福祉資源として乏しい高齢者デイサービス等の実施に取組んでまいります。

※高齢者デイサービス事業への参入について県の回答および見解は、

- ①補助金交付後10年未満は面積按分で返還をしなければならない事。
- ②(実施できるか否かは国との話し合いにはなるが)利用人数による床面積の確保が困難であろう。

①、②の理由により、既存の建物以外での実施を検討してまいります。

(1)から(5)の重点目標(中長期ビジョン)を推進していくにあたり、各ビジョンに担当を設けます。

2 事業概要

(1)事業種別・利用者数

生活介護事業所 定員40名 契約48名

(2)職員体制について

人員配置体制加算(I)のための人数 常勤換算で23.1人以上

①職員の資質向上に努めます。

②OT・PT職員のほうあんふじへの派遣要請

相談役(こどもホッと相談カフェ所長兼務 1名

所長(生活介護事業管理者兼サービス管理責任者) 1名

支援統括 1名

主任支援員 1名

生活支援員(常勤) 16名

生活支援員(常勤的非常勤) 2名

生活支援員(非常勤) 4名

看護師(常勤) 1名

作業療法士(兼務) 1名

理学療法士(兼務) 1名

事務員 1名

(3)稼働日数 248日 うち祝日稼働日5日(祝日稼働日は全員出勤)

(4)喀痰吸引等の医療的ケアを安全に取り組んでいきます。

看護師及び平成24年度研修修了職員を中心に、利用者の状態に沿い、安全かつ適正に実施をしていきます。

また、新規利用者の獲得に向け小田原養護学校等へ医療ケア実施施設を伝えていきます。

(5)ドアツードア送迎

リフト付きワゴン車3台 ワゴン車6台 計9台でドアツードア送迎を実施します。

①安全運転への注意喚起(レコーダー等使用安全運転に寄与する取り組みを行います。)

②カルディナ号の交換(10万キロ超え)を助成金を利用してながら入替を検討します。

③送迎を担う職員の採用計画を立てます。(このことについては、入浴支援の日課導入と当時に検討してまいります。

(6) 入浴支援の取組み

ご家族の高齢化から生じるニーズへの対応、家族支援

①2階洗濯室の浴室化を計画します。

②入浴ニーズ確認を行います。

(7) 防火対策 短期室の火器使用器具からIH調理器具への変更をいたします。

3 支援の概要

(1) 利用者のグループ構成及び支援の展開

利用者個々の労力を育む活動支援のための基本となるグループは、空・虹・星・花の4グループとし(昨年度までの組呼称は止めグループに改めます)、いづれかに所属して生活・活動を基本とします。その上で利用者・保護者の了解のもと個別支援目標並びにそれを達成するための個別支援計画を作成し、実施・評価・修正して最大限の支援を行います。担当者はグループごとのプログラムを作成して定期的に作業種目や活動内容について見直し検討します。

『ビーズ』『陶芸』…授産活動的な意味合いでの作品作りではなく、作業を媒体として情緒の安定を図ることを狙いとします。利用者個々の状況に配慮した集中しやすい環境作りを心がけます。完成した作品は、家族、地域の方々に即売会等を通じて販売します。この作品を一般の方々に使用していただくことは、社会参加の具現のひとつとなる重要な機会となります。

『歩行』『運動』『車椅子ダンス』『缶潰し』…体力維持・増進

『音楽』…生活のうるおい

『スヌーズレン』…リラクゼーション・能動的活動

年々、重度化及び高齢化の傾向にあり、職員配置に留意しながら事故の無いよう心がけ、利用者・家族が安心して利用ができる、魅力ある支援を展開していきます。

(2) 人権擁護

①あおぞらプランを背景に苦情解決等利用者の権利擁護については、法人で定められた規定に則り、真摯に対応していきます。

②県西地区障害者施設権利擁護ネットワーク(KWネット)に所属し、第三者の相談員を介して、利用者・家族からの相談・要望・苦情を受け付け、また運営方法に問題ないか検証していきます。事務局も2年目となります。

③「人権侵害・虐待防止に関する職員研修」を年3回以上行います。

(3) 行事

① 4月 入所式・ドライブ 5月 節句の祝い・バス旅行 7月 七夕の集い しおん夏祭り
9月 きらりフェスタ(作品展) 食事会 10月 スポーツデイ ハロウィンパーティー
12月 焼芋大会 ドライブ クリスマス会 1月 新春の集い 新年会
2月 節分 3月 ひな祭り バス旅行 納め会

②誕生会 毎月

③ダンス&車椅子ダンスの発表会 6月 11月 2月

④地域行事 みんなの集い(6月) 県西地区障害者文化事業(12月)

⑤グループ単位の食事会 ドライブ外出 (適宜)

4 安全と健康管理

(1) 避難訓練

毎月1回実施 同一敷地内の「ほうあん第一しおん」と合同による訓練を行います。
更に、年2回 小田原消防署員立会い訓練を実施します。

(2) 健康管理

健康診断(年1回)...利用者・職員全員 予防医学協会で実施。個別に太陽の門での健康診断も平成24年度同様実施します。

内科健診(年2回)...かみやま小児科クリニック

利用者全員 2回のうち1回を法令の健康診断とします。

歯科検診(年1回)...難波歯科医院 利用者全員

協力病院 ...間中病院

(3) 防災対策

①災害時備蓄...避難時3日分の食糧・定時薬、毛布等を備蓄。月1回点検実施。

②家族との緊急連絡方法(緊急連絡網)...年度初日に再整備します。災害時、天候不順時等に用います。

(4) 地域連携

小田原市・根府川自治会・江之浦自治会と『風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定』(平成24年7月締結)により、見舞われた時には受入れを行います。

5 食事の提供

今年度もほうあん第一しおんに業務を委託します。個々の咀嚼状態、嗜好、疾患に配慮した献立や盛り付けにしてまいります。

食事の内容については、夕刻の職員会議の中で毎日の給食の内容を検証し、第一しおんに報告します。また、第一しおんと定期的に給食会議を開き改善を図ります。

6 職員の資質向上

利用者・家族の福祉の向上には、職員の支援力のアップ、日々の学習、連続した研鑽が重要です。そのための研修への参加等を配慮するとともに、研修報告の機会を設け全員での共有に努めます。

もう一つ、支援力を向上させるために重要なこととしてケース会議が挙げられます。利用者の観察から始まり、評価、見立て、実践、検証を話し合うことで身に付いていきます。と同時に、適切な支援・不適切な支援の気付きにもなり、人権意識の向上や虐待防止に繋がっていきますので、更なるケース会議の充実を目指します。

7 家族との連携及び家族支援

①月1回程度行われる家族会に、相談役・所長・支援統括・主任等関係職員が出席し、家族からの要望を聞き、職員全体で検討し応えられるよう努めてまいります。また、家族会へも投げかけを行い、支援・運営に反映をさせていきます。

②日々の連絡帳や電話連絡等により密度の濃い連携を取り、利用者主体の支援を行つてまいります。

8 実習生の受入れ

①在宅者・小田原養護学校生等

これからのお進路を検討している障害児に対し、当事業所を理解していただくため、積極的に体験実習を受け入れます。

②教育実習生、社会福祉士相談援助実習、福祉専門学校生等の要望を受け止め積極的に受け入れます。

9 法人内の施設との連携

法人一体型の経営に努めます。

また、地域福祉の中で法人がさらなる重要な役割を担い、期待とニーズに応えられるように、当事業所もその一員として全力を尽くして事業を推進してまいります。

II. 短期入所事業・日中一時支援事業

はじめに

平成23年4月1日に事業認可を受け、同年9月1日から受入れを開始した短期入所事業ですが、昨年度は利用率も伸び、特に女性利用者の利用が増えてまいりました。利用されるご家族からは、日中もしおん活動ができ嬉しいとの声も聞かれます。

また、隣接のほうあん第一しおん利用者の定期的利用者や体験的理由の新規利用者も増えております。

平成25年度もさらに安全かつ快適な利用を目指してまいります。要配慮を必要とする利用者に対しても受入れができるよう取り組んでまいります。

日中一時支援事業は、ご家族支援の重要なメニューと考えますので、使い勝手の良い、迅速に対応できる日中一時支援に取組んでまいります。

1 運営理念

「慈悲心」「利他行に徹する」心構えを具現化する福祉実践を積み重ねていきます。

2 事業の取り組みに対する考え方

- (1)利用者の喜びや活動への楽しさをより多く感じてもらえる支援に努めます。
- (2)利用者の身体状況、障害状況に応じた支援と健康管理に努めます。
- (3)利用者の虐待防止と人権擁護に努めます。
- (4)利用者の家族に寄り添う支援に努めます。
- (5)地域の一員として連携と交流を深めます。
- (6)緊急性の高いニーズへの対応に努めます。

3 事業の内容

(1)短期入所事業

- ① 単独型
- ② 定員4名
- ③ 主たる対象は知的障害者
- ④ 開所日 毎週月～木曜日
- ⑤ 職員体制(原則) ア、ほうあん第二利用者は、ほうあん第二しおんの職員が支援します。イ、ほうあん第一しおんとほうあんのぞみ利用者は、それぞれの事業所の職員がほうあん第二しおん兼務で支援します。

⑥ 日 課

17:00～21:00 短期入所室移動 入浴 夕食 余暇 就寝準備
21:00～ 6:30 就寝（当直）
6:30～10:30 着替え トイレ 洗面 朝食 等

(2) 日中一時支援事業

- ①定員 2名
- ②地域 小田原市 真鶴町 湯河原町 箱根町
- ③主たる対象は知的障害者

4 日課・日中活動

ほうあん第二しおんの利用者は、ほうあん第二しおんの日課としますが、ほうあん第一しおんとほうあんのぞみの利用者は、個々人の希望にそった支援をいたします。

以上

平成25年度 事業計画

ほうあん生活ホーム

はじめに

平成18年に障害者自立支援法が施行され、「施設中心型福祉から地域支援型福祉へ」と障害者施策の流れが大きく変わりました。実際に、全国的にグループホーム・ケアホーム（以下 GH・CH）への地域移行は進んでいます。

この流れを受けて、また、家族の高齢化に伴い、家庭での生活が難しくなった利用者の居住支援の対応策として、宝安寺社会事業部では GH・CH 事業の事業拡大を進めているところです。事業拡大にあたっては、ほうあん生活ホームの移転、統合なども考えられます。その時に法人唯一の GH・CH としての知識と経験をいかせるように、実践を積み重ねていきます。

1 目的

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴の支援及び食事提供、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。

2 目標

(1)利用者の主体的な生活

利用者の意思、意向を尊重し、主体的かつ自立的な生活習慣を支援する。

(2)安全で快適な生活

安全、整理、整頓、清潔を意識し、快適な生活空間を創りあげる。

3 事業の種類と定員

事業の種類:共同生活介護・共同生活援助(一体型)

共同生活介護(ケアホーム) 定員4名 共同生活援助(グループホーム) 定員0名

4 職員体制

管理者 1名 サービス管理責任者 1名 世話人 4名 生活支援員 4名

5 支援

(1)生活支援

利用者のニーズに応じた適切な生活支援を行なう。

(2)金銭管理

金銭管理を行いながら、収入の応じた生活の維持について支援する。

(3)就労先・日中活動事業所との連携

利用者の就労先・日中活動先と連絡を取り合う。必要に応じ、会議を開いて問題解決に当たる。

(4)誕生月の会食会の実施

利用者の誕生月に、職員とホーム全利用者で会食会を実施する。

(5)職員会議

必要に応じ、世話人、生活支援員、サービス管理責任者等で支援内容、個別支援計画、モニタリング等について話し合う。

6 保健

(1)定期健康診断の実施、インフルエンザ予防接種の奨励

(2)服薬管理及び通院支援

7 安全

(1)年3回の避難訓練の実施

(2)ホーム内外の定期的点検(目視)。

以上

平成25年度 事業計画書

こどもホッと相談カフェ

1 設立の目的及び経過

障害者自立支援法の施行に基づき、各市町村は、平成19年度から障害児者の相談支援業務実施が義務づけられました。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町は、障害児を対象とした相談支援業務を民間法人に委託することにしました。

宝安寺社会事業部は、その相談支援業務の委託を受け、「こどもホッと相談カフェ」を立ち上げ平成19年4月から専任の相談支援専門員を配置し、相談支援業務を実施してきました。

平成25年度の1月までにおける相談支援の総数は延べ1938件で、電話・来所・訪問での相談受付の他に、保護者からの依頼を受けて幼稚園・保育園・学校を定期的に訪問し、その状態を捉え保護者とその子どもが社会生活を円滑に送れるよう、他機関との連携を図りながら相談業務を実施しています。この市町村相談支援事業につきましては1市3町の代表の小田原市から平成25年度も委託契約継続となる予定です。

また、平成24年4月の障害者自立支援法一部改正により、障害児者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かく支援するため原則として3年間ですべての障害児者に次の様な利用計画が必要となりました。

- ・障害児には指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画
- ・障害者には指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画

この改正法では、市町村の支給決定前に相談支援事業所が障害児者のニーズ等を把握して、計画案を作成します。市町村はその計画案等を勘案して、当事者の生活や支援の実態にあつた支給決定を行います。この障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案は、市町村が行う支給決定の根拠となります。

このような状況を受けてこどもホッと相談カフェでは「指定障害児相談支援事業」、「指定特定相談支援事業」、「指定一般相談支援事業」への取り組みを強化しています。

2 事業の目的

こどもホッと相談カフェでは在宅の障害児者が日常生活を送る上で必要なあらゆる社会資源の活用や、可能な限りの制度を利用ができるように、具体的な方策を相談支援業務の中で示すとともに、保護者が安心且つ安定した子育てを行っていかれるよう支援することを目的とします。

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業では、地域の知的障害児者の障害児支援利用計画・サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施等の支援業務を行っていきます。また、指定一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)につきましては相談件数は少數であろうと見込まれますが事例が出てきたら取り組みます。

3 事業概要

- (1) 事業所の名称
 - ・こどもホッと相談カフェ
- (2) 事業の種類
 - ・小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町委託の相談支援事業

- ・指定障害児相談支援事業
 - ・指定特定相談支援事業
 - ・指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)
- (3) 事業所の住所
・小田原市荻窪362-2 第2オギクボビル103号 ☎ 32-3020
- (4) 職員の勤務体制
 - ・管理者 1名(兼務)
 - ・相談支援専門員 2名(常勤)
 - ・相談員 1名(非常勤1名)
- (5) 職員の勤務時間
 - ・月曜日から金曜日までは、8時30分から17時まで
 - ・毎月第3土曜日は、8時30分から17時まで
- (6) 主たる障害者の種別
 - ・障害児および知的障害者
- (7) 主たる相談対象地域
 - ・小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町
 - ・南足柄市、松田町、山北町、開成町、大井町、中井町

4 事業内容

- (1) 市町村委託の相談支援事業
 - ・障害児者やその家族・関係者の家庭訪問や教育機関・児童福祉施設(保育所・障害児通園施設)障害者施設・医療機関等への訪問・同行を含む、総合的相談支援業務。
 - ・福祉サービスの利用支援
 - ・社会資源を活用し社会生活を高めるための支援
 - ・4市町村の出張福祉相談会の実施
 - ・専門機関の紹介
 - ・相談支援に必要な各機関への連絡調整と連携
 - ・講演会・シンポジウム等への自立支援協議会の一員としての協賛
- (2) 指定特定相談支援事業
 - ・障害者等が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
 - ・アセスメントの実施
 - ・サービス等利用計画の作成
 - ・サービス担当者会議の実施
 - ・モニタリングの実施
- (3) 指定障害児相談支援事業
 - ・障害児等が障害児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
 - ・アセスメントの実施
 - ・障害児支援利用計画の作成
 - ・サービス担当者会議の実施
 - ・モニタリングの実施
- (4) 指定一般相談支援事業(地域移行支援事業・地域定着支援事業)

- ・長期入院・入所している者が地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている者への夜間を含む緊急時における支援を行う。
- ・住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービスの体験利用
- ・体験宿泊
- ・地域移行支援計画の作成

5 相談日及び相談時間

- ・相談日 月曜日から金曜日及び毎月第3土曜日
- ・相談時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・休業日 祝祭日・土曜(第3以外)日曜・夏休み及び年末年始
- ・その他 必要に応じて上記休業日も対応

6 相談利用料

- ・市町村委託相談支援事業は、料金は無料とします。
- ・障害児相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業は法に規定されている取り扱いで対応します。

7 今後に向けて

現在、当事業所は小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町の1市3町より障害児部門の相談の委託を受けていますが、小田原市としては現在の社会福祉センターが老朽化の為に耐震上危険であるため、その移転先として小田原市立病院の道を挟んで反対側の県有地を市が買い取り、小田原医師会が建設する看護専門学校と合築で建設される建物の1階部分に現在委託を出している4事業所を統合して基幹相談支援センター(名称未定)を平成26年4月に開所する方向で進んでいます。

この基幹相談支援センターの運営形態はまだ決まっていませんが、

- ①現在委託を出している4法人が新しい法人を作りそこへ委託をする方法
- ②4法人のうちのどこか1法人が主となり委託を受けて、他の法人等から職員を集める方法
- ③小田原市が直営で行う方法

等が考えられています。

この基幹相談支援センターでは計画相談支援・障害児相談支援は行わない予定です。また、地域自立支援協議会の運営や虐待防止センターの機能を持たせる構想となっています。

このように委託を受けている事業所が統合された場合には、当事業所で行っている計画相談支援・障害児相談支援をどこに、どのように引き継ぐのかという課題があります。また当法人としては相談支援事業所が2ヶ所ありますが、今後に向けて法人としては相談支援事業をどのようにするかを考える時期に来ていると思われます。

以上